６生福第４２４９号

令和６年１２月５日

　各社会福祉法人代表者 様

　福島県保健福祉部社会福祉課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公　　印　　省　　略）

令和６年度福島県小規模法人のネットワークによる協働推進事業

補助金にかかる事前協議について（通知）

本県の地域福祉行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

　さて、社会福祉連携推進法人の立ち上げ、小規模な社会福祉法人等による地域貢献のための協働事業や福祉・介護人材の確保・定着の取組を支援するため、補助金を交付します。

つきましては、補助金交付を希望する場合には、募集要領に定める書類を応募期限までに提出してください。

記

１　補助対象経費

（１）社会福祉連携推進法人の立ち上げ支援

　　　社会福祉連携推進法人の設立に向けた設立準備会の設置や、連携推進業務の実

施に向けたリサーチ等に係る経費

（２）法人間連携プラットフォームの設置及び運営

　県内に主たる事務所を置き、一の社会福祉法人において一の施設又は事業所を運営している社会福祉法人（小規模法人）等が法人間連携プラットフォームを構築し、以下に掲げる取組に係る経費

　①　法人間連携プラットフォームの設置に要する経費（必須）

②　地域貢献のために協働で実施する取組

　③　福祉・介護人材の確保・定着のための取組

　④　参画法人の事務処理部門の集約・共同化の取組

　⑤　ＩＣＴ技術活用の取組

注意）④及び⑤の取組の経費は、①の取組を行った上で、②及び③にかかるような取組を行った場合に、加算されます。補助の対象や補助額等につきましては、補助金交付要綱等にて御確認ください。

２　応募期限　　令和６年１２月２５日（水）まで

３　提出書類等

　（１）提出書類

　　　①　事前協議書

②　事業計画書　※取組事業により該当する方

ア　社会福祉連携推進法人設立支援事業（事前協議書別紙１－１）

　　イ　小規模法人ネットワーク化事業（事前協議書別紙１－２）

③　所要額調　　※取組事業により該当する方

ア　社会福祉連携推進法人設立支援事業（事前協議書別紙２－１）

　　イ　小規模法人ネットワーク化事業（事前協議書別紙２－２）

④　前事業年度の事業報告書及び決算書の写し

　（２）提出部数　　各１部

　（３）提出方法　　郵送もしくは電子メールにて

　　　送付先：〒960-8670　福島市杉妻町2の16　（西庁舎７階）

　　　　　　　福島県社会福祉課（福祉監査担当）

　　　　　　　　　E-mail：fukushikansa@pref.fukushima.lg.jp

４　その他

補助金交付要綱及び各種様式は福島県社会福祉課（福祉監査担当）ホームページ（ https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025b/ ）に掲載しております。

（事務担当　主事　飯田　電話024-521-7324）